

長期運転資金貸付のお知らせ(追加募集)

(公財)労災保険情報センター(RIC)互助事業による長期運転資金の貸付を、次のとおり実施します。

1 貸付対象者

労災診療補償保険支援(互助)契約締結後1年以上経過し、労災診療費の請求実績のある医療機関とします。

なお、令和4年10月1日現在当事業による借入残金のない医療機関とします。

現在当事業から貸付を受けている場合は、9月22日(木)までの完済が申込条件となります。9月6日(火)までにRIC 労災医療部へお問い合わせ下さい。

2 資金の使途

経営の改善等に必要な資金としてご利用ください。

3 貸付額

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

貸付額は、借入申込月の前1年間(令和3年10月～令和4年9月)に労災診療費として請求した額の80%の5倍以内とします。例えば、最低貸付額100万円を借り入れる場合に必要な労災診療費の請求額は最低25万円となります。

4 貸付利率

貸付金の利率は、財政融資資金法に基づく、貸付月の11月1日現在の貸付金利率(年利)から1.0%を減じた固定金利とします。ただし、利率の下限は、0.5%です。

今年度の貸付利率は、現時点では0.5%を予定しています。

5 償還期間

貸付金の返済期間は5年以内とします。

返済に当たって、6か月以内の据置期間を設けることができます。据置期間は返済期間に含まれ、利息のみのお支払いとなります。

6 貸付の決定

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定します。
なお、貸付の決定結果は10月末を目途に郵送にてお知らせします。

7 貸付契約の締結

貸付の決定後、「金銭消費貸借契約書」と「印鑑証明書」の提出により貸付に関する契約を締結します。（※保証人・担保は必要ありません）

8 貸付金振込日 令和4年11月25日(金)

9 貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、お振込みによる返済となりますが、労災診療
援護貸付金貸付契約を締結している場合は、毎月の労災診療費立替額から控除し、
不足する場合、差額はお振込みでの返済となります。

（貸付金利を0.5%として5年間で返済する場合、毎月の返済額は、借入金100万円の場合約16,900円、1,000万円の場合約169,000円です。）

10 延滞損害金

約定による債務を履行されないときは、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）で延滞損害金を徴収します。

11 借入申込期間・申込方法

令和4年9月26日(月)から同年10月20日(木)必着。
次頁の「長期運転資金借入申込書」に記入・捺印のうえ、当財団労災医療部へ郵送にてお申し込みください。（申込書はコピーをとり控えとしてお持ちください。）

詳細については、下記までお問い合わせください。

令和4年8月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル
TEL 03-5684-5516
FAX 03-5684-5521

(融様式第1号)

年 月 日

長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

記

- 1 借入申込額 金 円
- 2 資金の用途
- 3 償還期間 年 か月 (据置期間 か月 ・ 不要)
- 4 振込月 11月

指定病院等の番号

--	--	--	--	--	--	--	--

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号